災害時感染制御支援チーム(DICT)活動要領

令和7年5月22日 DICT事務局

目次

概要	. 3
DICT (災害時感染制御支援チーム) とは	. 3
運用の基本方針	. 4
本要領の位置付け	. 5
用語の定義	. 6
1. DICT (Disaster Infection Control Team)	. 6
2. DICT 登録者	. 6
3. 統括 DICT 登録者	. 6
4. DICT 本部	. 6
5. DICT 事務局	. 6
6. DICT 運営委員会	. 7
7. ロジスティクス	. 7
8. 保健医療福祉調整本部	. 7
9. 災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)	. 7
10. 統括 DHEAT	. 8
11.災害医療コーディネーター	. 8
12.災害薬事コーディネーター	. 8
13. J-SPEED(災害時診療概況報告システム)	. 8
14. D24H(災害時保健医療福祉活動支援システム)	. 8
15. EMIS(広域災害・救急医療情報システム)	. 9
16. 防災基本計画	. 9
17. 防災業務計画	. 9
18. 地域防災計画	. 9
19. 地域災害医療対策会議	
平時の準備活動1	11
1. DICT 登録者及び統括 DICT 登録者の登録 1	11

2.	DICT 本部の設置準備	11
3.	連絡体制の確保	12
4.	DICT の運用体制の確保	12
5.	研修・訓練の実施	12
6.	広報·啓発活動	13
災害時	の初動	14
1.	DICT の派遣要請	14
2.	DICT 活動への支援要請	14
都道府	県保健医療福祉調整本部、各 DICT 本部等の役割	15
1.	都道府県保健医療福祉調整本部	15
2.	都道府県 DICT 調整本部	15
3.	DICT 活動拠点本部	16
4.	DICT 事務局及び厚生労働省感染症対策部感染症対策課	17
5.	関係機関の連絡要員	17
被災地	域における DICT の活動	18
1.	被災地域での活動	18
2.	感染症発生状況の分析	18
3.	ロジスティクス活動	19
4.	広報·啓発活動	19
5.	DICT の活動の終了	19
費用の	支弁	21

概要

DICT(災害時感染制御支援チーム)とは

- ・ 災害時感染制御支援チーム (Disaster Infection Control Team: DICT〈ディーアイシーティー〉) (以下、「DICT」という。) は、大規模自然災害の発生時に避難所等における感染症対策を支援するために、感染制御の実務経験者により編成され、発災早期に感染症対策に関する支援の必要性を評価し、被災地の保健所、感染制御チーム (ICT) 等と連携して、避難所等における集団感染症の抑制や制御を目的に活動するチームである。
- ・ 日本では、大規模自然災害により発生する医療ニーズに対し、災害派遣医療チーム (DMAT〈ディーマット〉) や日本赤十字社の救護班等の支援チームが対応するが、感染 症が拡大するリスクに対しては平時と同様に保健所等の公的な保健衛生システムが担うことを原則としている。
- ・ 発災後の超急性期には被災者や被災自治体の感染症が拡大するリスクに対する危機感は医療ニーズに比較して小さく、近年の災害においても自発的にニーズが発生するのは事 案発生後であり、顕在化した後に保健所等に報告される事例が見られた。
- ・ 東日本大震災をはじめとする大規模自然災害の発生時に設置される避難所等においては、しばしば集団感染症が問題となり、災害で損なわれた公衆衛生システムを一時的に支援・補完するための対策の一環として ICT の活用が提唱されてきた。平成 28 年熊本地震では、日本環境感染学会(Japanese Society for Infection Prevention and Control)(以下、「JSIPC」という。)が保健所や市町村単位の支援活動を実施した。
- ・ 厚生労働省防災業務計画(平成 29 年 2 月)において、被災都道府県・市町村は、 避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、JSIPC 等と連携し、感染対策 チームの派遣を迅速に要請すること、医療・保健に係る災害応急対策を実施している本部 等に、感染症に関する十分な知見を有する医師等を常駐させるよう努めることが記載され た。このことを受け、専門学会としての即応可能な支援体制整備の一環として JSIPC に DICT が設けられた。
- ・ 令和6年能登半島地震においては、DICT が初めて本格導入され、現場のニーズに応じて、国立国際医療研究センター、国立感染症研究所及び厚生労働省と連携し、現地関係者等と調整を行った。また、厚生労働省は情報取得体制を構築して、現地の感染症対策を支援した。

- ・ 防災基本計画(令和6年6月)には、「被災都道府県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム(DICT)等の派遣を迅速に要請する」と記載された。
- ・ 厚生労働省では、平時からの関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果 的に避難所等における感染症対策の支援を行うため、令和6年 10 月1日に、厚生労 働省の委託事業として DICT 事務局を国立国際医療研究センター(現国立健康危機 管理研究機構(以下、「JIHS」という。))内に設置した。

運用の基本方針

- ・ DICT の活動は、防災基本計画に記載されているように、被災自治体からの、避難所等における衛生環境を維持するための技術支援要請に対し、迅速かつ円滑に対応することを目的とする。具体的には、厚生労働省の指導のもとで都道府県が平時に策定する地域防災計画等に基づいて、技術支援等の協力を求められた際に DICT として迅速に対応するための組織活動である。
- ・ 集団感染症の制御は、その基礎部分においては医療機関における感染制御活動との共通項が多いものの、施設や人員、資材、対象者の背景は医療機関とは著しく異なる。そのため、DICT 登録者は原則として DICT 事務局が主催する災害時の感染制御に関する研修を受けることとする。
- ・ DICT の派遣は、原則として被災都道府県からの派遣要請に基づくものである。被災都道府県の派遣要請が無い場合においても、緊急の必要があると認めるときは、DICT 事務局及び厚生労働省は、被災都道府県に対して DICT の派遣を要請するよう促す。また、DICT 登録者等に対して、DICT の派遣のための調整を要請することができる。
- ・ 厚生労働省では、平時からの関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果 的に避難所等における感染症対策の支援を行うため、厚生労働省の委託事業として DICT事務局を JIHS に設置する。
- ・ DICT 事務局は、DICT 隊員の登録、研修参加・訓練参加・災害派遣履歴等の管理、派遣事務、活動時のロジスティクス、事務処理並びに DICT に関する研修及び訓練の実施により、DICT の質の維持及び向上を図る。
- ・ DICT 事務局は、災害の発災初期から積極的な情報収集等により被災地域の都道府 県に対して必要な支援を開始するものとし、避難所等の感染制御に関わる情報の集約、 関連省庁との必要な調整及び被災地域外の都道府県の DICT 登録者等に対する DICT の派遣調整を行う。

- ・ 統括 DICT 登録者は、平時に各都道府県等が開催する研修・訓練に協力し、災害時には被災地域の都道府県等の派遣要請に応じて、DICT 事務局や都道府県等と連携できるよう準備を行う。
- ・ DICT 事務局は、厚生労働省と連携し、JSIPC、日本医師会、災害拠点病院、日本赤 十字社、国立病院機構、大学附属病院、自衛隊等に対して、DICT の活動に必要な協 力が得られるよう働きかける。
- ・ DICT の活動にあたり、DICT 事務局は全ての参加者の安全確保に最大限配慮するものとし、特に活動の開始と終了はリスクと必要性を慎重に判断し、全チームに明確に伝達するものとする。

本要領の位置付け

- ・ 本要領は、被災地域の都道府県・市町村が DICT の派遣を要請する際に DICT 事務 局との間で迅速かつ円滑な連携と調整を行えるよう定めるものであると同時に、指定行政 機関や都道府県等がその防災業務計画や地域防災計画(相互間地域防災計画も含 む。)等において DICT 等の派遣要請、運用等について記載する際の指針となるものであ る。
- ・ なお、本要領は、DICT の運用等の基本的事項について定めるものであり、都道府県等の 自発的な活動や相互の応援及び保健医療福祉活動チーム等の自主的な活動を制限す る意図はない。

用語の定義

1. DICT (Disaster Infection Control Team)

・ DICT とは、「大規模自然災害等の発生時に、避難所等における感染症対策を支援する ために感染制御の実務経験者により編成される職能集団」と定義される。

2. DICT 登録者

- ・ DICT 登録者とは、原則として、感染制御の実務経験を有する者であって、DICT 事務局が実施する「DICT 隊員養成研修」を修了し、DICT 事務局が管理する名簿等に登録された者である。
- ・ DICT 事務局は、DICT 登録者に対して DICT 隊員証を交付する。

3. 統括 DICT 登録者

- ・ 統括 DICT 登録者とは、平時に DICT 登録者への訓練、DICT に関する研修、都道府 県等の災害関連感染制御・防疫体制に関する助言等を行い、各都道府県に所属する DICT 登録者を取りまとめる役割を担う。
 - ▶ 統括 DICT 登録者は、DICT 事務局が指名し登録する。
 - ➤ 統括 DICT 登録者は、原則として「統括 DICT 研修」を修了し、あるいはそれと同等の学識・技能を有する者として DICT 事務局が認め、DICT 事務局に登録された者である。
 - ▶ 統括 DICT 登録者は、災害時に、各 DICT 本部の責任者として活動する資格を有する。

4. DICT 本部

- DICT 本部とは、都道府県 DICT 調整本部、DICT 活動拠点本部、DICT 事務局をいう。
- ・ DICT 本部は、被災地域における DICT の活動の全体を統括し、「本部長」を長とする。
- ・ DICT 本部は、DICT 事務局による派遣調整に基づき、現場支援を行う DICT の指揮、 避難所等における感染症情報等の収集・解析・リスクアセスメントと他の災害支援チームを 含めた共有・連携、DICT のロジスティクスの支援等を行う。

5. DICT 事務局

- ・ DICT 事務局とは、厚生労働省の委託事業において JIHS 内に設置されている事務局である。
- ・ DICT 事務局及び厚生労働省感染症対策部感染症対策課は、災害時における DICT の派遣の要請等、DICT の活動全般について厚生労働省の本部機能を担う。

・ DICT 事務局は、平時からの関係機関との連携を強化し、災害発生時に迅速かつ効果 的に避難所等における感染症対策の支援を行うための体制整備を進める。

6. DICT 運営委員会

・ DICT 運営委員会とは、災害時の被災地、特に避難所等における感染制御等に関する 技術的支援手段の検討及び DICT の運営に係る協議を行うため、DICT 事務局に設置 される委員会である。

7. ロジスティクス

・ ロジスティクスとは、DICT の活動に関わる通信、移動手段、生活手段、DICT 隊員自身 の感染対策に必要な物資等を確保することをいう。DICT 活動に必要な連絡、調整、情報収集の業務等も含む。

8. 保健医療福祉調整本部

- ・ 保健医療福祉調整本部とは、大規模災害時に、被災都道府県に設置され、保健医療福祉活動チームの派遣調整、保健医療福祉活動に関する情報の連携、整理、分析等の保健医療福祉活動の総合調整を行う本部をいう¹。なお、被災都道府県に保健医療福祉調整本部が設置された際に、必要に応じて被災地域を所管する保健所に保健医療福祉調整地域本部が設置される。
- ・ 保健医療福祉調整本部は、DICT 等(保健所・DHEAT、市町村、保健医療福祉活動チーム、その他の保健医療福祉活動に係る関係機関及び災害中間支援組織)との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置する。

9. 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT)

- ・ 災害が発生した際に、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部及び保健所が行う、 被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、専門的な研 修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チームをいう。
- ・ DHEAT の主な業務は、災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体 調整などが円滑に実施されるよう、被災都道府県等の保健所等を支援することである。

¹ 「大規模災害時の保健医療福祉活動に係る体制の強化について」(令和7年3月31日付け科発0331第10号・医政発0331第100号・健生発0331第52号・感発0331第20号・医薬発0331第60号・社援発0331第69号・障発0331第27号・老発0331第13号厚生労働省大臣官房厚生科学課長、医政局長、健康・生活衛生局長、健康・生活衛生局感染対策部長、医薬局長、社会・援護局長、社会・援護局障害保健福祉部長及び老健局長連名通知)

10.統括 DHEAT

・ 統括 DHEAT とは、都道府県の保健医療福祉調整本部の機能の強化並びに被災保健所等との連携の強化を行う者で、専門的な研修・訓練を受けた都道府県から任命されたもの(公衆衛生医師等)をいう(兼務可)。災害時の統括 DHEAT は、被災都道府県の統括 DHEAT が任務に当たる。

11.災害医療コーディネーター

- ・ 災害医療コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行えるよう、保健医療福祉調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言及び支援を行うことを目的として、都道府県により任命された者である。
- ・ 平時から当該都道府県における医療提供体制に精通しており、専門的な研修を受け、災害対応を担う関係機関等と連携を構築している者が望ましい。

12.災害薬事コーディネーター

・ 災害薬事コーディネーターとは、災害時に、都道府県並びに保健所及び市町村が行う保 健医療活動における薬事に関する課題解決のため、都道府県が設置する保健医療福祉 調整本部並びに保健所及び市町村における保健医療活動の調整等を担う本部において、 被災地の医薬品等や薬剤師及び薬事衛生面に関する情報の把握やマッチング等を行うこ とを目的として、都道府県において任命された薬剤師をいう。

13.J-SPEED (災害時診療概況報告システム)

・ J-SPEED (Japan-Surveillance in Post Extreme Emergencies and Disasters) とは、「災害時の診療録のあり方に関する合同委員会」が提唱する災害診療記録及び災害時診療概況報告システムであり、医療救護班等の活動場所毎の診療実績の集計を行い、現在の保健医療福祉ニーズの把握や迅速かつ適切な資源配分などを可能とするための情報共有ツールである。なお、J-SPEED の手法は WHO 国際標準 (Emergency Medical Team Minimum Data Set) としても採用されている。

14. D24H (災害時保健医療福祉活動支援システム)

D24H (Disaster/Digital information system for Health and well-being) とは、災害時における保健・医療・福祉に関する厚生労働省個別システム及び総合防災情報システム(SOBO-WEB)と情報連携し、保健・医療・福祉に関する情報と他省庁の

情報(浸水域・道路啓開情報等の災害情報)を迅速・リアルタイムに集約し、保健医療福祉調整本部における迅速かつ効果的な意思決定(保健医療福祉活動チームの派遣、物資支援等)を支援するためのシステムである。

15.EMIS (広域災害・救急医療情報システム)

・ EMIS (Emergency Medical Information System) とは、災害時の迅速な対応 が可能となるよう、医療機関の患者の受入れ可否等の情報、ライフラインの稼動状況や DMAT の活動状況等の情報を、災害時において一元的に収集・提供し、関係者間で情報共有するシステムである²。

16. 防災基本計画

・ 防災基本計画とは、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 34 条第 1 項 の規定に基づき、中央防災会議が作成する、政府の防災対策に関する基本的な計画で ある。

17. 防災業務計画

・ 防災業務計画とは、災害対策基本法第 36 条第 1 項の規定に基づき指定行政機関の 長、及び第 39 条第 1 項の規定に基づき指定公共機関が、防災基本計画に基づき、そ の所掌事務に関し作成する防災対策に関する計画である。

18.地域防災計画

- ・ 地域防災計画とは、災害対策基本法第 40 条第 1 項、第 42 条第 1 項、第 43 条第 1 項又は第 44 条第 1 項に基づき作成される、一定地域に係る防災に関する計画で、 次に掲げるものをいう。
 - ▶ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの
 - 市町村地域防災計画市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議または市町村長が作成するもの
 - 都道府県相互間地域防災計画 二以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が 作成するもの
 - 市町村相互間地域防災計画

² 「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制に係る指針」(令和5年3月31日付け医政地発第14号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)

二以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成 するもの

19. 地域災害医療対策会議

・ 地域災害医療対策会議とは、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師 会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場である。

平時の準備活動

1. DICT 登録者及び統括 DICT 登録者の登録

- ・ DICT 事務局は、原則として下記の DICT 登録要件に該当する者を DICT 登録者とし て認証する。
 - ▶ 本人が、DICT事務局における DICT 隊員としての登録に同意していること
 - ▶ 医療機関又は保健所等における感染症対策に係る実務経験を3年以上有すること
 - ▶ DICT として、災害時に被災地での対応に従事する意思があり、かつ、所属先の同意が得られていること
 - ▶ DICT 隊員養成研修を修了していること
- DICT 事務局は、DICT 登録者に対して DICT 隊員証を交付する。
- ・ DICT 事務局は、「統括 DICT 研修」を修了し、あるいはそれと同等の学識・技能を有する者として DICT 事務局が認めた者を、統括 DICT 登録者として認証する。なお、統括 DICT 登録者は、以下の要件を満たす者であることが望ましい。
 - 平時において都道府県等の防災計画等の策定、防災訓練等の企画立案に携わった経験のある者
 - ➤ 災害時に被災地において、都道府県等の関係機関との調整、情報共有が適切に行えるとともに、 経時的に変化する被災地の状況に柔軟に対処し、DICT 隊員に対する適切な指示が行えると見 込まれる者
- · DICT 事務局は、DICT 隊員の登録、研修参加・訓練参加・災害派遣履歴等の管理を 行う。
- DICT 事務局は、DICT 登録者及び統括 DICT 登録者(以下、「DICT 登録者等」という。)を把握し、定期的に厚生労働省に情報提供する。
- ・ DICT 登録者等は、所属などの登録内容に変更があった場合は、速やかに DICT 事務局 に届け出る。
- ・ DICT 登録者等のリストや登録内容は、DICT 登録者等の届出に基づき、定期的に更新される。
- DICT 登録者の資格更新・解除要件は、別途定めることとする。

2. DICT 本部の設置準備

・ DICT 事務局は、平時において、あらかじめ、全国の統括 DICT 登録者のうち災害時に 都道府県保健医療福祉調整本部における DICT の責任者となる予定の者を複数名指 名しておくものとする。

- ・ DICT 事務局は、災害時に DICT 活動拠点本部として使用する場所を確保できるよう、 平時から関係機関等と連携体制を構築するよう努めるものとする。
- ・ 統括 DICT 登録者は、DICT 事務局に上記の協力を求められた場合に、それに応じるものとする。

3. 連絡体制の確保

- ・ DICT 事務局は、派遣された DICT 登録者が被災地の活動現場において孤立することが ないよう、DICT 事務局や保健医療福祉調整本部と連絡を取れる体制を確保する。
- ・ DICT 事務局は、都道府県 DICT 調整本部や DICT 活動拠点本部と連絡を取れる体制を確保する。

4. DICT の運用体制の確保

- ・ DICT 事務局は、災害時の被災地、特に避難所等における感染制御等に関する技術的 支援手段の検討及び DICT の運営に係る協議を行うため、DICT 運営委員会を設置す る。
- ・ DICT 運営委員会には、技術的支援手段の検討及び DICT の運営に係る個別の専門 的事項について議論を行うワーキンググループ(WG)を設置し、体制整備を進める。
- ・ DICT 事務局は、平時に、DICT 登録者等の研修・登録・更新作業、DICT 運営委員 会開催に係る事務等、DICT 体制の維持及び発展に関わる事務を取り扱う。

5. 研修・訓練の実施

- · DICT 事務局は、「DICT 隊員養成研修」、「統括 DICT 研修」等を実施する。
- ・ DICT 事務局は、DICT 登録者以外の関係者に対しても、災害時を見据えた感染症対 策に関する研修や情報提供を行う。
- ・ DICT 運営委員会は、DICT 隊員養成研修等の実施とその質の管理について、DICT 事 務局に対し技術的な助言を行う。
- ・ DICT 登録者は、平時に、連絡体制など DICT の派遣準備を整え、DICT の研修・訓練 に積極的に参加する。
- ・ 統括 DICT 登録者は、DICT の継続的な研修・訓練において助言及び指導を行う。
- ・ 統括 DICT 登録者は、地域における災害対応に係る研修・訓練等に参加し、地域における災害時の感染症対策の向上の支援に努めることとする。

6. 広報·啓発活動

・ DICT 事務局は、避難所における感染症対策の理解を深めるための教育資材を整備し、 平時から関係機関が活用できるよう管理・公開する。

災害時の初動

1. DICT の派遣要請

- ・ 被災都道府県は、当該都道府県外からの感染症対策に関する支援が必要な規模の災害が発生した場合には、管下の都道府県災害医療コーディネーター等の助言を参考にし、 DICT 事務局に対し、DICT の派遣を要請する。
- ・ DICT 事務局は、被災都道府県から DICT の派遣要請がなされた場合、DICT 運営委員会を招集し、厚生労働省と連携して、DICT の派遣を検討する。緊急時にはメーリングリスト等を活用し、迅速に派遣の決定が行えるよう努める。
- ・ 大規模災害時には、DICT 登録者等は DICT 事務局からの派遣要請が想定されること から、派遣要請への対応の可否について所属先と相談・調整を行う等の対応準備を開始 する。
- ・ DICT 事務局は、DICT 運営委員会にて DICT の派遣が決定した場合、DICT 登録者等に対して、速やかに DICT の派遣のための調整を行う。
- ・ DICT 事務局及び厚生労働省は、被災都道府県の派遣要請が無い場合においても、緊 急の必要があると認めるときは、被災都道府県に対して DICT の派遣を要請するよう促す。 また、DICT 登録者等に対して、DICT の派遣のための調整を要請することができる。
- ・ DICT 事務局は、厚生労働省と連携して、DICT の派遣の必要性に関する情報を積極的に収集し、都道府県を支援する。
- ・ DICT 事務局は、都道府県及び厚生労働省と連携して、DICT の派遣要請の際に、 DICT の派遣先、想定される業務等についての情報を提示する。

2. DICT 活動への支援要請

・ DICT 事務局は、統括 DICT 登録者と連携して、関係機関等に対し、DICT 等の活動を支援するよう働きかける。

都道府県保健医療福祉調整本部、各 DICT 本部等の 役割

1. 都道府県保健医療福祉調整本部

・ 被災地域の都道府県は、災害時において、保健医療福祉調整本部を設置し、都道府県 DICT 調整本部を通じて、管内等で活動するすべての DICT を統括する。

2. 都道府県 DICT 調整本部

- ・ 被災地域の都道府県は、管内等で活動するすべての DICT を指揮する都道府県 DICT 調整本部を設置する。
- ・ 都道府県 DICT 調整本部は、被災地域の都道府県災害対策本部及び都道府県保健 医療福祉調整本部の指揮下に置かれる。
- ・ DICT 事務局は、被災都道府県と連携し、あらかじめ都道府県 DICT 調整本部の責任 者となる予定の者として指名していた統括 DICT 登録者の中から本部長を任命する。ただ し、やむを得ない場合は、あらかじめ指名していた者以外の統括 DICT 登録者を本部長 代行として任命することができる。
- ・ DICT 事務局は、本部長を任命するに当たっては、被災地域の都道府県に情報提供又は登録するものとする。
- ・ DICT の派遣を要請した被災都道府県は、都道府県 DICT 調整本部の要員として、 DICT 事務局から派遣される DICT 登録者、当該都道府県内外の統括 DICT 登録者 等による支援を受ける。
- ・ 都道府県 DICT 調整本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。
 - ▶ 派遣調整に関する助言
 - ◆ 災害規模に応じて、都道府県災害医療コーディネーター等と連携し、DICT 事務局や厚生 労働省に対し、DICT の追加派遣に係る調整を行うよう助言する
 - 各 DICT 本部の立ち上げ、運用
 - ◆ 都道府県 DICT 調整本部以外の都道府県内の各 DICT 活動拠点本部の設置、指揮及 び調整
 - ◆ 都道府県災害対策本部、都道府県災害医療福祉調整本部等との連絡及び調整
 - ◆ 都道府県災害医療コーディネーター、災害薬事コーディネーター等と連携した都道府県保健 医療福祉調整本部のコーディネート機能への支援
 - ⇒ 厚生労働省及び DICT 事務局との情報共有
 - ◆ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、保健医療福祉活動チームとの 連携及び調整の補助を行う

- ◆ 都道府県災害医療コーディネーターと連携し、必要に応じて、消防、自衛隊等の関連機関との連携及び調整の補助を行う
- ◆ 感染制御に必要な資材などの調達に関わる助言や調整
- ➤ 被災状況の把握と DICT の活動戦略の策定
 - → 運用可能な発生動向調査システムのほか、J-SPEED や D24H 等の情報収集システムを通じた、避難所等における感染症情報等の収集・解析と共有
 - ◆ 都道府県内等で活動するすべての DICT の指揮及び調整
 - ◆ DICT の投入や配分に関する方針策定及び周知
 - ◆ 都道府県内における DICT の活動方針の策定
- ▶ ロジスティクス
 - ◆ 都道府県内の DICT 活動に関わる通信、移動手段、生活手段、DICT 隊員自身の感染 対策に必要な物資等の確保について可能な限りの支援・調整を行う
- ▶ DICT の撤収と引き継ぎの調整
 - ◆ 撤収及び追加派遣の必要性の助言
 - ◆ 被災地域の DICT への円滑な業務の引継ぎ
- ▶ その他必要な事務

3. DICT 活動拠点本部

- ・ 都道府県 DICT 調整本部は、必要に応じて DICT 活動拠点本部を設置する。
- ・ DICT 活動拠点本部の責任者は、統括 DICT 登録者であることが望ましい。
- · DICT 活動拠点本部は、都道府県 DICT 調整本部の指揮下に置かれる。
- ・ DICT 活動拠点本部は、あらかじめ DICT 活動拠点本部として使用することを想定していた場所等から選定及び設置される。
- ・ DICT 活動拠点本部に先着した DICT 登録者は、都道府県、厚生労働省等と連携し、 DICT 活動拠点本部の立上げを行い、当面の責任者となる。
- ・ 先着した DICT 登録者が統括 DICT 登録者でない場合は、統括 DICT 登録者が到着 後に、権限を委譲する。
- ・ DICT 活動拠点本部において、必要に応じ都道府県等の関係機関(保健所等の避難 所運営に関わる機関を含む)からの連絡要員を受け入れる。
- ・ DICT 活動拠点本部は、必要に応じて以下の業務を行うものとする。
 - ▶ 参集した DICT の登録、指揮及び調整
 - ▶ 管内における DICT の活動方針の策定
 - ➤ 都道府県 DICT 調整本部、都道府県保健医療福祉調整本部、保健所又は市町村における保健医療活動の調整等を担う本部、地域災害医療対策会議等との連絡及び調整
 - ▶ 消防、自衛隊等の関連機関との連携および調整の補助を行う

- 感染制御に必要な資材などの調達に関わる助言や調整
- 避難所等の感染症情報の収集
- ▶ 管内で活動する DICT へのロジスティクス
- ⇒ 当該地域からの撤収及び追加派遣の必要性の判断に関する都道府県 DICT 調整本部への助言
- > その他必要な事務

4. DICT 事務局及び厚生労働省感染症対策部感染症対策課

- ・ DICT 事務局及び厚生労働省感染症対策部感染症対策課は、DICT の派遣の要請等、DICT の活動全般について厚生労働省の本部機能を担い、以下の業務を行うものとする。
 - ➤ 被災都道府県、統括 DICT 登録者等との連絡調整
 - ➤ 都道府県 DICT 調整本部の設置支援
 - ▶ 都道府県 DICT 調整本部の業務支援
 - ▶ 複数の都道府県に都道府県 DICT 調整本部が設置された場合の、都道府県 DICT 調整本部間の連絡と人員等の調整
 - ▶ DICT 登録者の派遣に関する調整
 - ▶ DICT の活動方針の策定
 - ▶ DICT 登録者等への情報提供
 - ▶ DICT事務局員等の各本部への派遣
 - ▶ 関係機関と連携した物資の調達と輸送手段の確保に係る連絡調整
 - ▶ 活動終了、2次隊、3次隊等の派遣の必要性の判断に資する情報の提供
 - > 政府内部の調整

5. 関係機関の連絡要員

- ・ 都道府県 DICT 調整本部は、必要に応じて、被災地域の感染症対策に係る関係者 (保健所や市町村等)の支援を行うために、保健所又は市町村における保健医療活動 の調整等を担う本部や地域災害医療対策会議等に DICT 登録者を連絡要員として派 遣することができる。
- ・ 連絡要員は、関係機関における情報収集及び必要な調整を行う。

被災地域における DICT の活動

1. 被災地域での活動

- ・ 被災地域で活動する DICT は、原則として、都道府県 DICT 調整本部又は被災地域 内に設置される DICT 活動拠点本部に行き、その指揮下で被災地域での活動を行う。
- ・ 被災地域で活動する DICT は、原則として自立的に被災地域内の各 DICT 本部に参 集する移動手段を確保する。
- ・ 被災地域で活動する DICT は、避難所、医療機関・介護福祉施設等(以下、「避難所等」という。)に対する感染症対策支援活動を主業務とする。なお、DICT として患者の診療は実施しない。
- ・ 災害の規模等に応じて、電話やメール等によって相談に対応する遠隔支援を行うこともできる。
- ・ 避難所等支援活動を担当する DICT は、都道府県 DICT 調整本部又は DICT 活動 拠点本部の指揮下で、避難所等の運営責任者や、当該地域で活動中の保健師、他の 保健医療福祉活動チーム等と連携し、衛生環境の整備や、感染制御のためのトリアージ、 隔離予防策、アウトブレイクへの対応等に関する助言や指導を行う。
- ・ 避難所等支援活動を担当する DICT は、感染制御資器材・医薬品等の使用状況を把握し、必要があれば、必要な物資量に関する助言を行い、又は都道府県 DICT 調整本部を通じて、調達に係る調整を行う。
- ・ 厚生労働省、被災地域の都道府県、都道府県 DICT 調整本部、DICT 活動拠点本部は、避難所等支援活動の必要性についての情報を収集し共有する。

2. 感染症発生状況の分析

- ・ 都道府県 DICT 調整本部では、避難所等の衛生状態、健康状態を把握し、疫学専門家及び感染症対策の専門家が感染症の発生状況の評価を行い、保健医療福祉調整本部など関係機関に情報提供を行う。なお、災害の規模等に応じて、遠隔で支援を行うこともできる。
- ・ 都道府県 DICT 調整本部は、感染症の発生状況の分析・評価にあたっては、運用可能な発生動向調査システムのほか、状況に応じて、
 - ▶ D24H (災害時保健医療福祉活動システム)及び保健師等が避難所における保健支援活動 を通じて収集し D24H に入力する避難所アセスメントデータ
 - ▶ DMAT 等の医療救護班が避難所や救護所等での医療救護活動を通じて収集する J-SPEED (災害時診療概況報告システム) データ

- ▶ 感染管理アセスメントシート
- ▶ 被災地域の医療機関における受診者のデータ

等の、災害支援に係る関係団体が収集したデータを、感染症の発生状況が把握可能な情報源として活用する。

- ・ 当該データは、被災都道府県が設置する保健医療福祉調整本部等からの要請に基づいて関係団体から共有される。
- ・ 感染症の発生状況の解析に当たっては、国立感染症研究所(FETP³)等の疫学専門 家が解析支援を行い、DICT はそのアセスメント結果を参考にすることで、データに基づく感 染制御等支援活動を効率的に推進する。

3. ロジスティクス活動

- ・ DICT は、DICT の活動に関わる通信、移動手段、医薬品、生活手段等については、自 ら確保しながら、継続的に活動することを基本とする。
- ・ DICT 本部及び厚生労働省は、DICT の活動に関わる通信、移動手段、生活手段、 DICT 隊員自身の感染対策に必要な物資等の確保について、可能な限り支援・調整する。

4. 広報·啓発活動

- 都道府県 DICT 調整本部では、災害規模や感染症の発生状況に応じて、感染症対策に資する広報・啓発資材の発出を行う。これには、感染症対策のためのポスター、リーフレット、SNS を活用した情報発信などが含まれる。なお、災害の規模等に応じて、遠隔で支援を行うこともできる。
- ・ 都道府県 DICT 調整本部は、広報・啓発活動の実施にあたり、保健医療福祉調整本部、自治体、関係機関と連携し、情報の統一性・正確性を確保する。

5. DICT の活動の終了

_

・ DICT の活動の終了については、被災都道府県が、災害医療コーディネーター、DICT 事務局等の助言を踏まえて決定する。被災地の状況に応じて、域内の保健師や保健所、感染制御支援チームが円滑に活動できるまで、あるいは被災者が自立し、自主的な衛生環境の保持が可能となるまで支援を続けることが望ましい。

³ FETP とは、感染症の流行・集団発生時に迅速、的確にその実態把握及び原因究明に当たり、かつ平常時には質の高い感染症サーベイランス体制の維持・改善に貢献できる実地疫学専門家を養成するため JIHS 国立感染症研究所応用疫学研究センターに設置されている実地疫学専門家養成コース(Field Epidemiology Training Program)のことである。

- ・ なお、災害の規模等に応じて、活動を段階的に終了することや、現地活動終了後も一定 期間遠隔で支援を継続することも考慮する。
- ・ DICT の活動終了後には、活動の成果と課題を整理し、必要に応じて事後評価(After Action Review)等を実施し、その結果を被災都道府県を含む関係機関と共有のうえ、 今後の体制整備に反映する。

費用の支弁

- ・ DICT の派遣に要する費用支弁は、原則として、DICT 登録者と DICT 事務局との事前の契約に基づいて、厚生労働省の委託事業費より支弁されるものとする。
- ・ DICT の派遣が被災都道府県の要請によらない場合は、原則として厚生労働省の委託 事業費からの費用支弁は行われない。
- ・ なお、その他、避難所等における感染症対策の支援に関連して必要な物品等の購入等に 関しては、原則、事前に DICT 事務局と相談の上、費用の支弁について検討するものとす る。